

大阪市告示第534号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月5日

大阪市長 横山英幸

路線名	区 間	旧 新 別	敷地の 幅 員	敷地の 延 長
南坂町2号線	中央区難波千日前 1522番の11地から 同 区同 1522番の11地まで (別紙参考図1参照)	旧	m 1.98	m 34.62
		新	2.99	34.62
南坂町3号線	中央区難波千日前 1522番の12地から 同 区同 1522番の12地まで (別紙参考図1参照)	旧	m 2.72～ 2.96	m 30.95
		新	3.36～ 3.48	30.95
旭区第2238号線	城東区成育5丁目 69番の27地から 同 区同 69番の27地まで (別紙参考図2参照)	旧	m 2.42～ 2.73	m 39.55
		新	3.14～ 5.37	39.55

住之江区第356号線	住之江区浜口西1丁目 471番の6地から 同 区同 471番の6地まで (別紙参考図3参照)	旧	3.95～ 5.99	10.58
		新	3.97～ 5.99	10.58
加美第52号線	平野区加美正覚寺4丁目 211番の5地先から 同 区同 211番の6地まで (別紙参考図4参照)	旧	3.81～ 3.87	6.31
		新	3.81～ 3.87及び 4.00～ 6.00	6.31及び 25.10

(建設局総務部管財課)